

公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則

(昭51. 12. 20)

(目 的)

第 1 条 この規則は、本協会が行う公社債（国内で発行されたものであって、新株予約権付社債を除く。以下同じ。）の店頭売買の参考となる利回り等の発表、協会員と顧客（他の協会員を含む。以下同じ。）との間の公社債店頭取引の公正性の確保、公社債の異常な取引の禁止、約定処理の管理等について必要な事項を定め、公社債の店頭売買その他の取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(法令等の遵守)

第 2 条 協会員は、顧客との間で、公社債の店頭売買その他の取引を行うに当たっては、この規則によるほか、金融商品取引法(以下「金商法」という。)その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。

(売買参考統計値の発表)

第 3 条 本協会は、協会員が顧客との間において行う公社債の店頭売買の際に協会員及び顧客の参考に資するため、本協会が指定する協会員（以下「指定報告協会員」という。）からの報告に基づき売買参考統計値を発表する。

2 売買参考統計値は、公社債の店頭売買の参考となる銘柄として、第5条第2項に基づき選定された銘柄（以下「選定銘柄」という。）について、指定報告協会員から報告を受けた気配（売り気配と買い気配の仲値）に基づき、本協会が算出する次条第1項各号に掲げる値とする。

3 売買参考統計値の発表は、毎営業日、本協会の所定の様式により行う。ただし、第7条第1項に定める報告時限において、指定報告協会員からの報告値の数が「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則（以下「細則」という。）に定める数に満たない銘柄については、当該営業日の売買参考統計値の発表は行わないものとする。

(売買参考統計値の算出方法等)

第 4 条 売買参考統計値は、次の各号に掲げる値とする。

1 平均値

指定報告協会員から報告を受けた気配の算術平均値

2 中央値

指定報告協会員から報告を受けた気配の中央値

3 最高値

指定報告協会員から報告を受けた気配の最高値

4 最低値

指定報告協会員から報告を受けた気配の最低値

2 売買参考統計値は、利回りについては0.001パーセント刻みの複利利回り（ただし、原則として、残存期間が1年未満の割引債券、並びに残存期間が半年未満の分離元本振替国債及び分離利息振替国債の利回りについては0.001パーセント刻みの単利利回り）とし、価格については額面100円につき1銭刻みの裸値段とする。

(選定銘柄の選定)

第 5 条 指定報告協会員は、公募債である公社債（払込元本、利金及び償還元本の全てが円貨である債券に

限る。以下この条において同じ。)、金商法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場(以下「特定取引所金融商品市場」という。)に上場している公社債及び特定取引所金融商品市場に対して提出され、かつ、公表されているプログラム情報(公社債の特定取引所金融商品市場への上場申請を行おうとする者が、当該特定取引所金融商品市場が定めるところにより公表することができる書類であって、公社債の発行残高の上限その他の情報を記載したものをいう。)に基づき発行された公社債のうち選定銘柄として本協会に気配を報告するために選択した銘柄(以下「報告対象銘柄」という。)を、細則に定める期日までに本協会に届け出るものとする。

- 2 本協会は、前項に基づき指定報告協会員から届出を受けた銘柄から、細則に定めるところにより、選定銘柄を選定する。

(選定銘柄の除外)

第6条 指定報告協会員は、選定銘柄のうち当該指定報告協会員が前条第1項に基づく届出を行った銘柄について、当該銘柄の気配の本協会に対する報告を辞退する場合には、細則に定める期日までに本協会に届け出るものとする。

- 2 本協会は、前項に基づく指定報告協会員からの届出により、前条第1項に基づく届出を行った指定報告協会員の数が細則に定める社数に満たないこととなる銘柄については、当該銘柄を選定銘柄から除外するものとする。

(指定報告協会員による気配の報告方法等)

第7条 指定報告協会員は、選定銘柄のうち第5条第1項に基づき本協会に届出を行った銘柄について、当日の午後3時00分現在における額面5億円程度の売買の参考となる気配を、次の各号に掲げる区分に応じ、原則として当該各号に定める時刻までに、本協会に報告する。

- 1 社債、特定社債及び円貨建外債(売買参考統計値の報告及び発表に係る区分につき、本協会が社債、特定社債又は円貨建外債として指定するものをいう。次号において同じ。)以外のもの 当日の午後4時30分
- 2 社債、特定社債及び円貨建外債 当日の午後5時45分
- 2 指定報告協会員が本協会に報告する気配は、公社債店頭市場の動向、発行体の信用度、自社における売買状況等に照らし、適正なものでなければならない。
- 3 指定報告協会員は、前項に規定する適正な気配の報告が困難である場合には、所定の様式により遅滞なく本協会に届け出るにより、当該銘柄の気配の報告を行わないことができるものとする。

(指定報告協会員の基準等)

第8条 本協会は、指定報告協会員になろうとする協会員について、細則に定めるところにより、次の各号に掲げる指定基準につき審査し、指定報告協会員を指定するものとする。

- 1 売買参考統計値発表制度の趣旨を理解し、指定報告協会員になる意思を有していること。
- 2 公社債店頭売買業務等に精通していること。
- 3 気配報告業務の適確な遂行に必要な組織体制、人員構成が確保されていること。
- 4 その他本協会が定める事項
- 2 本協会は、指定報告協会員が前項各号に掲げる指定基準を満たさないこととなった場合、又は指定報告協会員から辞退しようとする日の1か月前の日までに、所定の様式により、届出があった場合には、当該協会員の指定を取り消すものとする。

(指定報告協会員の遵守事項等)

第9条 指定報告協会員は、選定銘柄の報告に当たっては第7条第1項に規定する報告時限を厳守し、適正

な気配の報告を行わなければならない。

- 2 指定報告協会員は、本協会に報告する気配の水準について他の指定報告協会員との間で事前の情報交換又は調整を行うなど気配の適正性及び公正性を損なう行為をしてはならない。
- 3 前2項の規定に違反して、報告時限を遵守せず若しくは適正な気配の報告を怠り、又は気配の適正性及び公正性を損なう行為をした協会員について、本協会は当該協会員の指定を取り消す等の措置を講ずることができる。

(月間売買高等の発表)

第10条 本協会は、協会員からの報告に基づき、月間の公社債店頭売買高を毎月発表する。この場合、現先売買高については区分表示する。

- 2 本協会は、協会員からの報告に基づき、現先取引の月末残高を毎月発表する。

(月間売買高等の報告)

第11条 協会員は、月間の公社債店頭売買高を所定の様式により、翌月10日(当日が休業日の場合は、その前営業日)までに、本協会に報告するものとする。

- 2 協会員は、現先取引の毎月末残高を所定の様式により、翌月10日(当日が休業日の場合は、その前営業日)までに、本協会に報告するものとする。

(社債の取引の報告)

第11条の2 会員は、社債の取引を行った場合は、細則に定めるところにより、毎営業日、本協会に報告するものとする。

- 2 前項の社債の取引について、会員が約定照合のための情報を決済照合システム(株式会社証券保管振替機構の定める「有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則」第2条第1号に規定する決済照合システムをいう。以下同じ。)に送信したときは、前項の報告を行ったものとみなす。
- 3 本協会は、前項の規定により会員が決済照合システムに送信した社債の取引に関する情報について、株式会社証券保管振替機構から受領する。

(社債の取引情報の発表)

第11条の3 本協会は、前条の規定により会員から報告を受けた社債の取引の情報を細則の定めるところにより、毎営業日、発表する。

(取引公正性の確保)

第12条 協会員は、顧客との間で公社債の店頭売買を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価(以下「社内時価」という。)を基準として適正な価格(国債の売買取引であって、当該国債が当初予定された発行日に発行されることを停止条件として当該発行日の前日以前に約定を行い、当該国債の受渡し決済を発行日以後に行うもの(以下「国債の発行日前取引」という。))のうち、財務省が入札のアナウンスメントを行う国債につき当該国債の入札予定日、発行予定額、発行予定日及び償還予定日が判明した時点から当該入札日における回号及び表面利率等発表時刻までの間において行う国債の停止条件付売買取引(以下「国債の入札前取引」という。))については、社内時価の算出方法に準じた適正な複利回り(変動利付国債については基準金利に対するスプレッド。)により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。

- 2 前項に定める社内時価は、入手方法及び算定方法の継続性を考慮しなければならない。
- 3 協会員は、社内時価の入手が困難であり、又は、継続的な算定を行っていなかった銘柄については、合理的かつ適正な方法により社内時価を算定するものとする。
- 4 協会員は、取引価格の算定方法等について顧客の求めがあった場合には、口頭又は書面の方法により、その概要について説明するものとする。

(発行日前取引における説明事項等)

第 13 条 協会員は、国債の発行日前取引を初めて行う顧客に対し、あらかじめ当該取引が停止条件付売買であること及び停止条件不成就の場合の取扱いなどについて説明するものとする。

(小口投資家との取引公正性の確保)

第 14 条 協会員は、公社債の額面1,000万円未満の取引を行う顧客（金商法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家及び次項に定める事業会社等を除く。以下「小口投資家」という。）との店頭取引に当たっては、前2条に定めるもののほか、次の各号に規定するものについて十分留意し、より一層取引の公正性に配慮するものとする。

1 価格情報の提示

イ 協会員は、小口投資家より価格情報の提供を求められた場合には、速やかに自社の店頭における取引提示価格（価格を表示することができない国債の入札前取引については、当該取引に係る複利利回り（変動利付国債については基準金利に対するスプレッド。))を提示するものとする。

ロ 協会員は、小口投資家より取引所金融商品市場における直近の約定値段若しくは最終気配又は本協会が発表する売買参考統計値についての提供を求められた場合には、これに応じるものとする。

2 公社債店頭取引の知識の啓発

協会員は、小口投資家に対し、公社債取引の知識についてのリーフレット等を店頭に備え置くなどの方法により、公社債店頭取引の知識の啓発を図るよう努めるものとする。

2 前項の「事業会社等」とは、次の各号に掲げるもの（適格機関投資家に該当するものを除く。）をいう。

1 事業会社（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ 上場会社又はこれに準ずる会社

ロ 外国の法人で上記イの性質を有するもの

2 次のいずれかに該当するもの

イ 国、地方公共団体

ロ 金商法第2条第1項第3号の債券発行団体

ハ 官公庁共済組合

ニ 学校法人及び宗教法人等経済的又は社会的に信用のある法人

(上場公社債における取引態様の明示)

第 15 条 協会員は、取引所金融商品市場に上場する公社債の取引を初めて行う小口投資家に対しては、当該取引を行うに際し、あらかじめ当該公社債の取引所金融商品市場における取引と店頭取引との相違点について、口頭又は書面の方法により説明するものとする。

2 協会員は、取引所金融商品市場に上場する公社債の売買その他の取引の受注に当たっては、顧客に取引所金融商品市場における取引と店頭取引との別を確認するものとする。

(異常な取引等)

第 16 条 協会員は、顧客の損失を補填し、又は利益を追加する目的をもって、次の各号に掲げる行為その他の行為（以下「異常な取引」という。）を行ってはならない。

1 同一銘柄の公社債の店頭取引において、当該顧客又は第三者に有利となり、協会員に不利となる価格での売付けと買付けを同時に行う取引（受渡日の差に基づく適正な金利相当分に対応する価格差及び本券、登録債等の受渡条件の差に対応する価格差を除く。）

2 顧客に公社債を売却し、又は顧客から買い付ける際に、当該顧客に有利となるように買い戻し、若しくは売却すること、又は約定を取り消すことをあらかじめ約束して行う取引（現先取引を除く。）

- 3 第三者と共謀し、顧客に公社債を売却し、又は顧客から買い付ける際に、その顧客に確実な利益を得ることが、その第三者に売却し、又は買い付けることによって可能となるよう、あらかじめ約束して行う取引
- 2 協会員は、顧客との間で短期間（細則に定めるものをいう。）の売買を行い、かつ、顧客に相当の利益（細則に定めるものをいう。）が発生している取引については、「異常な取引」に該当する可能性があることに留意し、顧客との約定及びその確認、記録の保管等について一層厳格な社内管理を行うよう努めなければならない。

（取引記録の作成、保存及び社内時価の整理、保存）

第 17 条 協会員は、公社債の店頭取引を行ったときは、約定時刻等を記載した当該注文に係る伝票等を速やかに作成し、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。

- 2 協会員は、第12条に規定する社内時価を毎日、整理、保存しなければならない。ただし、当該社内時価を一定のルールにおいて算出している場合には、その根拠を整理、保存することで足りるものとする。
- 3 協会員は、第12条第3項に該当する銘柄について取引を行った場合には、当該取引に係る約定価格の算定の基礎となった資料を作成し、整理、保存しなければならない。

（約定処理の管理に関する社内規程の制定）

第 18 条 協会員は、前条に規定する約定処理等の管理を適正に行うため、約定処理の管理に関する社内規程を制定するものとする。

（社内管理体制の整備）

第 19 条 協会員は、公社債の取引公正性の確保のため、社内規程を定めるとともに、社内検査及び監査を含めた社内管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。

- 2 指定報告協会員は、適正な気配の報告の確保のため、社内規程を定めるとともに、社内検査及び監査を含めた社内管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。

（報告責任者等の本協会への届出）

第 20 条 指定報告協会員は、報告責任者 1 名及び報告担当者 2 名を定め、所定の様式により本協会に届け出るものとする。

- 2 指定報告協会員は、前項に定める報告責任者又は報告担当者を変更した場合には、所定の様式により本協会に届け出るものとする。

（電磁的方法による交付）

第 21 条 協会員は、次に掲げる書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。

- 1 第12条第4項に規定する取引価格の算定方法等の概要について説明した書面
- 2 第15条第1項に規定する取引所金融商品市場における取引と店頭取引との相違点について説明した書面

（売買参考統計値の取扱い）

第 22 条 売買参考統計値の発表及び算出の方法、指定報告協会員による気配の報告方法、その他の売買参考統計値に関する取扱いについては、この規則の定めによるほか、本協会が別に定めるところによるものとする。

付 則

この規則は、昭和52年1月1日から施行する。

付 則 (昭52. 1.19)

この改正は、昭和52年2月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条を改正。
- (2) 第7条から第9条までを新設し、現行第7条以下第11条までを各3条繰り下げ、第10条以下第14条までとする。
- (3) 第10条及び第11条にそれぞれ第2項を新設。

付 則 (昭52. 6.10)

この改正は、昭和52年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

付則第2項及び付則(昭52. 1. 19)第2項を削る。

付 則 (昭53. 7.18)

この改正は、昭和53年8月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条及び第6条を改正。
- (2) 本規則は、当用漢字音訓使用及び送り仮名の付け方について(昭和48年6月18日内閣訓令第1号及び第2号)により統一変更した。

付 則 (昭54. 3.22)

この改正は、昭和54年4月2日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第12条及び第13条を改正。

付 則 (昭58. 6.15)

この改正は、昭和58年6月22日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第14条を削る。

付 則 (昭58. 6.24)

この改正は、昭和58年8月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第4条第1項、第6条及び第11条第1項を改正。

付 則 (昭58. 8.18)

この改正は、昭和58年8月18日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第5条第2号及び第12条第1項第1号を改正。

付 則 (昭61. 9. 12)

この改正は、昭和61年10月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第3条第1号、第6条、同条第1号、第8条第1号及び第9条を改正。

付 則 (昭62. 8. 6)

この改正は、昭和62年8月20日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第12条第1項第1号を改正。

付 則 (昭63. 11. 16)

この改正は、昭和64年2月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第11条第1項を改正。

付 則 (平 3. 12. 18)

この改正は、平成4年1月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 第1条から第6条、第12条及び第13条を改正。

(2) 第2条、第4条第2項、第7条第2項、第13条、第15条第2項、第16条から第21条を新設。

(3) 第2条を第3条に、以下第11条までを各1条及び第12条、第13条を各2条繰り下げる。

付 則 (平 6. 2. 16)

1 この改正は、平成6年3月1日から施行する。

2 特別会員については、第20条の規定は、この改正規則施行の日から平成6年9月30日までの間、適用しない。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第1条、第2条、第5条、第8条第2項、第11条、第12条、第13条第1項、第14条、第15条第1項並びに第16条第1項第1号及び第2号を改正。

付 則 (平 7. 5. 24)

この改正は、平成7年6月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 第14条第1項第1号、第17条第1項を改正。

(2) 第15条第2項を新設し、現行第15条第2項を1項繰り下げる。

付 則 (平 9. 3. 10)

この改正は、平成9年4月1日から施行する。

ただし、第6条及び第13条から第16条まで並びに第19条の改正は、同年4月2日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 第1条、第3条、第4条を改正。

- (2) 第5条を削り、旧第6条を改正のうえ第5条に繰り上げる。
- (3) 第6条を新設。
- (4) 第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条、第19条を改正。

付 則 (平10. 8.10)

この改正は、平成10年7月15日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第5条第1項及び同条第2項を改正。

付 則 (平10.10.21)

この改正は、平成10年12月1日から施行する。

ただし、第6条については、平成10年11月30日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条、第3条、第5条を改正。
- (2) 第6条を削り、旧第7条を改正のうえ第6条に繰り上げる。
- (3) 第7条を新設。
- (4) 第13条、第14条、第15条を新設し、旧第13条、第14条、第15条、第16条、第17条を削り、旧第18条、第19条を改正し、繰り上げる。
- (5) 旧第20条を第18条に繰り上げ、第19条を新設し、旧第21条を1条繰り上げる。

付 則 (平11. 4.20)

この改正は、平成11年4月21日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第4条第2項、第5条第2項を改正。

付 則 (平12. 6.27)

この改正は、平成12年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第14条を改正。

付 則 (平12.10.31)

この改正は、平成12年11月6日から施行する。

ただし、第1条、第8条第1項、第9条、第10条、第11条第3項、第12条第3項及び第16条第1項第2号の改正は、平成13年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条、第3条第2項及び第3項、第5条を改正。
- (2) 第5条の2を新設。
- (3) 第6条第1項及び第3項、第8条、第9条、第10条、第11条第3項、第12条第3項、第16条第1項第2号を改正。

付 則 (平12. 11. 22)

この改正は、平成13年1月6日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第14条を改正。

付 則 (平13. 3. 30)

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第21条を新設。

付 則 (平13. 12. 17)

- 1 この改正は、改正の日から起算して8か月を超えない範囲において本協会が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に気配報告協会員として指定を受けている協会員は、施行日において指定報告協会員として指定を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定により指定を受けたとみなされる指定報告協会員は、施行日から起算して2か月以内に第7条第1項の規定に基づき細則で定める審査手続を行わなければならない。

(注)改正条項は、次のとおりである。

- (1) 表題を「公社債の店頭気配等の発表及び売買値段に関する規則」から「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に改正。
- (2) 第1条、第3条、第4条、第5条、第5条の2及び第6条を改正。
- (3) 旧第7条を改正し第7条の2に繰り下げ、第7条を新設。
- (4) 第14条第1号及び第16条第1項を改正。
- (5) 第19条第2項を新設。
- (6) 第20条を改正。
- (7) 「本協会が定める日」は平成14年8月5日。

付 則 (平14. 3. 22)

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第1条を改正。

付 則 (平14. 12. 26)

この改正は、平成15年1月6日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第4条第2項を改正。

付 則 (平15. 10. 30)

この改正は、平成16年2月23日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
(1) 第13条第1項及び第14条第1号を改正。
(2) 第13条の2を新設。

付 則 (平18. 2. 8)

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条を改正。
- (2) 第8条から第10条までを削除。

付 則 (平19. 9. 18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 1 本規則を「公正慣習規則」から「自主規制規則」に改める。

2 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条、第2条及び第3条を改正。
- (2) 旧第5条の2、旧第6条、旧第7条及び旧第7条の2を改正し第6条から第9条に繰り下げる。
- (3) 第8条、第9条及び第10条を削る。
- (4) 旧第11条及び旧第12条を改正し第10条から第11条に繰り上げる。
- (5) 旧第13条から旧第13条の2を第12条から第13条に繰り上げる。
- (6) 第14条、第15条、第16条、第17条、第19条、第20条及び第21条を改正。

付 則 (平23. 6. 29)

この改正は、平成23年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第5条第1項を改正。

付 則 (平24. 12. 18)

この改正は、平成25年1月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第11条の2を新設。

付 則 (平25. 12. 17)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。ただし、第9条第1項から第3項までの改正は、平成26年1月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第7条第1項本文を改正し、第1号及び第2号を新設。
- (2) 第9条第1項を改正。
- (3) 第9条第2項を新設。
- (4) 旧第9条第2項を改正し、第3項に繰り下げる。
- (5) 第22条を新設。
- (6) 「本協会が別に定める日」は平成27年11月2日。

付 則 (平26. 3. 18)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第7条第1項第1号及び第11条の2第1項を改正。
- (2) 第11条の3を新設。
- (3) 「本協会が別に定める日」は平成27年11月2日。

付 則 (平28.12.9)

この改正は、平成28年12月20日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第14条見出し及び同条第1項第2号を改正。
- (2) 第14条第1項本文を改正し、同条第2項を新設。

付 則 (平29.8.3)

この改正は、国債の決済期間の短縮(T+1)化の実施日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第10条第1項及び第11条第1項を改正。
- (2) 旧第10条第2項を削り、旧第10条第3項を第2項に繰り上げる。
- (3) 旧第11条第2項を削り、旧第11条第3項を第2項に繰り上げる。
- (4) 付則第2項及び付則(平6.2.16)第2項を削る。
- (5) 「国債の決済期間の短縮(T+1)化の実施日」は平成30年5月1日。

付 則 (平30.3.20)

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第16条第1項本文を改正。